

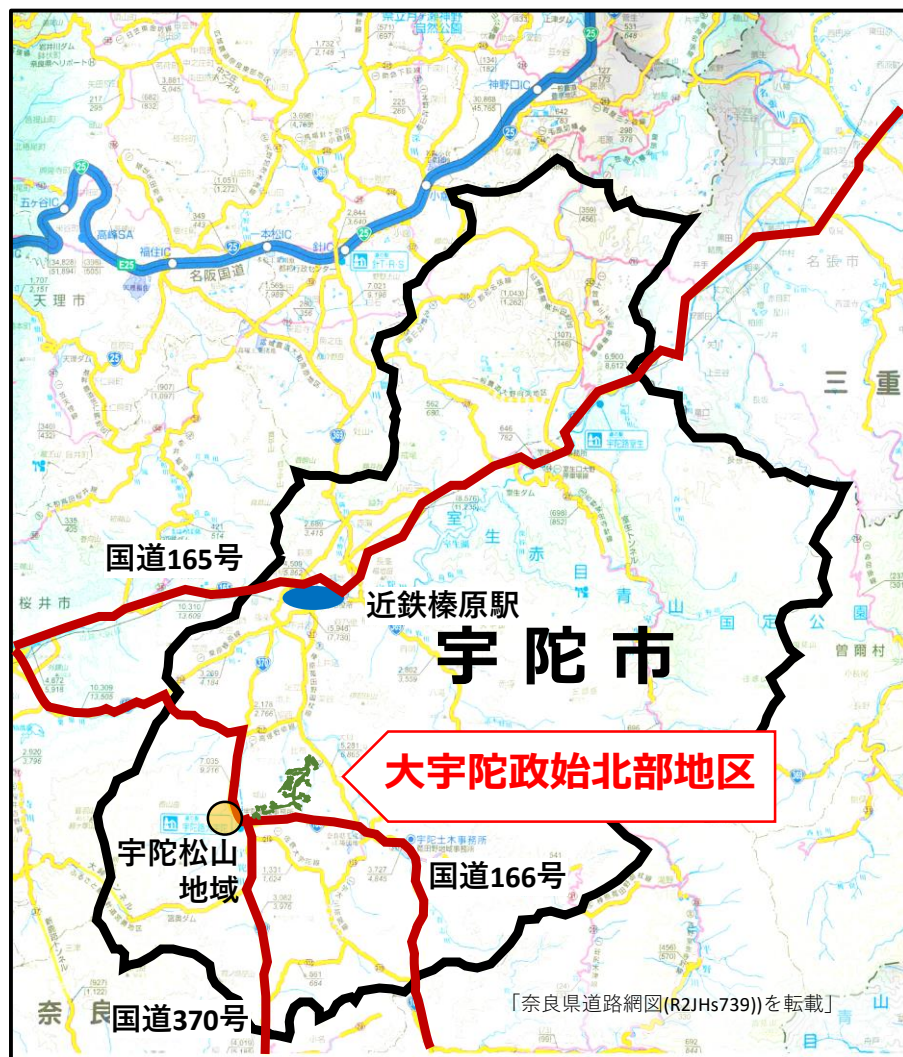
奈良県、宇陀市、宇陀市大宇陀政始北部地区の 特定農業振興ゾーンに関する協定締結の概要

県、市及び地元の農業者の役割の明確化など今後の特定農業振興ゾーンの円滑な取り組みに資するため、連携協定を締結する。

1. 特定農業振興ゾーンの設定地区及び概要

○宇陀市大宇陀政始北部地区

- ・ 農地面積33.9ha
- ・ 農家世帯数93戸
- ・ 設定計画策定日
R4.12.26



2. 協定の内容

特定農業振興ゾーン「宇陀市大宇陀政始北部地区」において、県、市及び地元農業者が連携し、並びに協力して各種施策に取り組むことで、農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図る。

県	市	地元
<ul style="list-style-type: none">・ 市及び地元の取組への支援・ 農業者等に対する農業経営指導及び農業技術指導・ 県が事業主体となる各種事業の実施・ 市、地元及び各農家が事業主体の各種事業の指導	<ul style="list-style-type: none">・ 地元との調整、地元の取組への支援・ 市が事業主体となる各種事業の実施・ 県の各種事業の地元及び関係機関との調整・ 地元及び各農家が事業主体の各種事業の指導	<ul style="list-style-type: none">・ 県、市が行う事業への協力・ 農業者等が事業主体となる各種事業の実施・ 高付加価値作物の生産・ 後継者・担い手の確保・ 農地や農業用水路などの農業資源の維持等・ 田園風景など景観等の保全や安全な農産物の生産

3. 協定締結日 令和5年1月30日（月）